

松阪市人権教育基本方針

松阪市教育委員会

「松阪市人権教育基本方針」

1. 基本的な考え方

人権の尊重こそが「自由、正義及び平和の基礎」という認識のもと、「世界人権宣言」が1948年に国連で採択されました。今日まで国連ではあらゆる差別や人権侵害をなくすため、様々な人権に関する条約等を採択し、国際的な人権水準を高め普及を図るとともに、世界各国で人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みが進められています。また、国連「人権教育のための世界プログラム」では人権教育を「すべての者が他者への尊厳に対する寛容及び尊重並びに、すべての社会においてかかる尊重を確保するための手段及び方法を学ぶための長期かつ生涯的なプロセスである」としています。このように人権教育は、人権が尊重される社会の実現に向けてなくてはならないものであるという共通認識が、国際社会においてできつつあります。

松阪市教育委員会は1999年、県内の市町では最も早く「人権教育のための国連10年・松阪市行動計画」を策定し、国際的な水準を反映した人権教育についての方向性を示すとともに、あらゆる場面で人権教育を推進してきました。また市町合併前の嬉野町・三雲町・飯南町・飯高町においても「人権尊重の町宣言」や「人権のまちづくり条例」を制定し、官民で組織する「人権教育推進協議会」等において、人権教育推進のための様々な施策が総合的・計画的に行われてきました。そして市町合併後の2006年に、人権問題に対する取り組みをさらに発展させるために、国際的な人権水準を反映させた「松阪市人権のまちづくり条例」が制定されました。この条例を具体化するためには、これまで実践してきた同和教育の理念と成果を生かした人権教育を、積極的に推進していく必要があります。

具体的には、様々な差別の現実に関心を持ちながら、一人ひとりが自分の問題として捉え、人権問題の解決に向けて心がけだけではなく、自分自身や社会を変えていく具体的な行動ができる人間の育成をめざすことが必要です。また、その取り組みにあたっては、一人ひとりが抱える生活課題や悩みから出発して、仲間づくりを進め、自分自身に誇りを持ち、自分らしく生きることができるよう、人権問題学習や学力保障・進路保障を柱として進めていくことが必要です。

人権教育の推進にあたっては、人権教育を学校づくり、まちづくりの根幹として位置づけなければなりません。そのためには、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が確かな人権感覚を身につけ、被差別当事者の意見や思いを聴き、その立場に立って考えることができるようにしていくことが必要です。

さらに、家庭、保育・幼児教育の現場・学校（以下「学校」という）、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関のほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係をいっそう強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。市民一人ひとり、NPO、地域団体、市など多様な主体が、互いの力を認め合い、地域の資源を生かすといった視点と、みんなで協働して公の取り組みを進めていくという考え方をもち、個々の取り組みを着実に進めていくことが求められています。

そこで、松阪市教育委員会は、今までの取り組みを継承・発展させ、社会的に不利な立場にある人々の人権は侵害されやすいという認識のもと、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人の視点に立ち、様々な人権問題を解決するための取り組みを進めていきます。それとともに国際条約、日本国憲法や人権教育・啓発推進法などに基づき、松阪市教育委員会としての責務や主体性を明確にして、学校教育や地域における社会教育を通して、市全体の人権教育の総合的な推進を、各主体と協働しながら、積極的に進めていきます。

2. 人権教育の目的

人権教育は総合的な教育であり、すべての教育活動の中で行われるものという基本認識をもち、人権問題を自分の生き方と深く関わる問題として捉え、社会がもつ差別性や矛盾を見抜き、積極的な実践や行動を通して変革しようとする力を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するために、以下の4点を目標とします。

○人権についての理解と認識を深める。

一人ひとりが、人権についての諸概念、歴史や現状、国内法や国際法などの知識、人権問題解決のための実践的な知識を学び、その意義と重要性についての正しい認識を十分に身につける。

○人権を尊重する意欲や態度、行動力を育てる。

一人ひとりが、被差別の立場に立ちきろうとする姿勢や、他者の痛みや思いを共感できる想像力などの人権感覚とともに、日常生活にある自己や社会の差別性や矛盾を認識し、変革していくことのできる行動力を身につける。

○一人ひとりの自尊感情を育て、自己実現を可能にする。

一人ひとりが自分に誇りをもち、仲間とともに自分らしく生きるすばらしさを実感するとともに、自らの進路を主体的に切り拓くことができる力を身につける。

○社会的に不利な環境のもとにある子どもの教育課題の解決を図る。

社会的に不利な環境のもとにある子どもの学力や進路の保障、自尊感情の育成を行っていくための課題を明らかにし、未来を切り拓く豊かな実践力を身につける。

3. 個別的な人権問題に対する取り組み

一人ひとりが人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、自己の意識や社会状況を変革しようとする具体的な行動に結びつく教育・学習活動の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。

- 部落問題を解決するための教育
- 外国人住民の人権にかかわる問題を解決するための教育
- 障がい者の人権にかかわる問題を解決するための教育
- 女性の人権にかかわる問題を解決するための教育
- 子どもの人権にかかわる問題を解決するための教育
- アイヌ民族の人権にかかわる問題を解決するための教育
- インターネット・携帯サイト上の人権にかかわる問題を解決するための教育
- 労働者の人権にかかわる問題を解決するための教育
- 高齢者の人権にかかわる問題を解決するための教育
- 様々な人権にかかわる問題を解決するための教育

※様々な人権にかかわる問題とは、HIV感染症・エイズ患者・ハンセン病回復者などの患者、刑を終えた人・保護観察中の人、犯罪被害者やその家族、沖縄の人々、性的マイノリティの人々、ホームレスの人々などです。

※「外国人住民」とは、歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人や、1990年の入管法改正以降移住してきた外国人、国際結婚をした人などを含め、国籍を問わず、文化的背景やルーツが日本以外の国にある、地域に暮らすすべての人をいいます。

4. 人権教育の推進の方策

人権尊重の精神に立った学校づくり

「人権尊重の精神に立った学校づくり」とは、「全教科・領域に及ぶ教育課程の編成」「生徒指導」「学級経営」「効果的な教育・学習環境」「学力向上」などの教育活動全体を人権の視点に立っておこなうことを通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのための観点として、以下の通り組みを位置づけます。

○すべての学校において、子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的に捉え、人権問題を解決する上での課題を明らかにします。

- ◆子どもの生活の中にある差別やいじめなど人権にかかわる問題とその課題を明らかにします。
- ◆子どもの生活の背景にある家庭や地域社会の実態や課題を明らかにします。

○すべての学校において、社会的に不利な環境のもとにある子どもの教育課題を重視するとともに、すべての子どもの自尊感情を育て、学力・進路等を保障する取り組みの充実を図る学校づくり・環境づくりを進めます。

- ◆子どものいのちとくらしを守るため、その基盤を保障する取り組みを進めます。
- ◆すべての子どもが、自分自身の生活や社会の状況を変革する行動力や、未来を切り拓く実践力を身につけられるよう学習活動を創造します。

○すべての学校において、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制を確立し、総合的・系統的に人権教育を推進します。

- ◆学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。
- ◆各学校では、「校内人権教育推進委員会」等の推進体制を組織し、教職員が一体となって組織的・継続的に人権教育の取り組みを進めます。
- ◆解決すべき課題や指導のねらいを明確にした学校全体の行動計画を立て、系統的・日常的に取り組みを進めます。
- ◆家庭、地域、関係する学校及び関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの人権教育推進体制の確立に努めます。

教育関係者の取り組み

すべての教育関係者は、人権問題に対する正しい認識を深め、人権問題を解決する主体者としての自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育に取り組みます。

- ◆人権問題は、現在の社会の中に厳存しているという事実認識に立ち、その現状を的確に捉えます。
- ◆人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。
- ◆日本の社会に存在する様々な意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。
- ◆人権問題の解決は、一人ひとりが自己にかかわる課題として自覚し、行動していくことを通じて達成されるものであるという認識に立ちます。
- ◆自らの立場性や人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高める研修に努めます。
- ◆被差別の人々の、職業あるいはくらしの中で継承されてきた有形無形の豊かな文化、身の回りや社会の中にある矛盾や差別性を見抜き、変革しようと行動する生き方について、正しく学びます。

人権尊重を基調とするまちづくり

「人権尊重を基調とするまちづくり」とは、子どもが生活の基盤をおく家庭や小学校区及び中学校区程度の範囲の地域において、「松阪市人権のまちづくり条例」の「一人ひとりが人権を尊び、障がい者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別や部落差別など、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、すべての人々が希望と誇りを持って社会に参加できる地域社会の実現に資する」という目的を、人権教育を通じて実現することです。

松阪市教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり、指導者の育成等の観点を以下のように位置づけ、多様な実施主体とも協働しながら取り組みます。

○市民と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を確立し、市内全域に取り組みの充実を図ります。

- ◆すべての地域において、人権教育を推進する体制が確立できるよう働きかけます。
- ◆国、県をはじめ関係機関や関係団体、市民組織など多様な実施主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。

○人権教育推進のための社会教育関係者等の資質向上を図ります。

- ◆社会教育関係者の人権問題認識を高め、実践力の向上を図ります。
- ◆地域社会における指導者の育成に努めます。

○地域社会の実態を捉え、課題を明確にし、内容や形態に工夫を凝らした学習活動を多様な実施主体と協働し推進します。

- ◆市民と協働し、地域社会の実態を的確に捉え、課題を明らかにします。
- ◆地域社会における課題を克服するため、計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。

○様々な学習の場における人権教育を積極的に推進します。

- ◆地域住民の自発的な学習意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。
- ◆自治会やNPO、教育団体等と連携し、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館等がそれぞれの役割を果たせるよう取り組みます。

5. 附則

○本基本方針は、概ね松阪市人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。

○本基本方針を受け、個別的な人権問題に対する取り組みのガイドラインを作成します。また、子どもや教職員の人権意識を把握する取り組みを進めます。 (2009年4月改定)